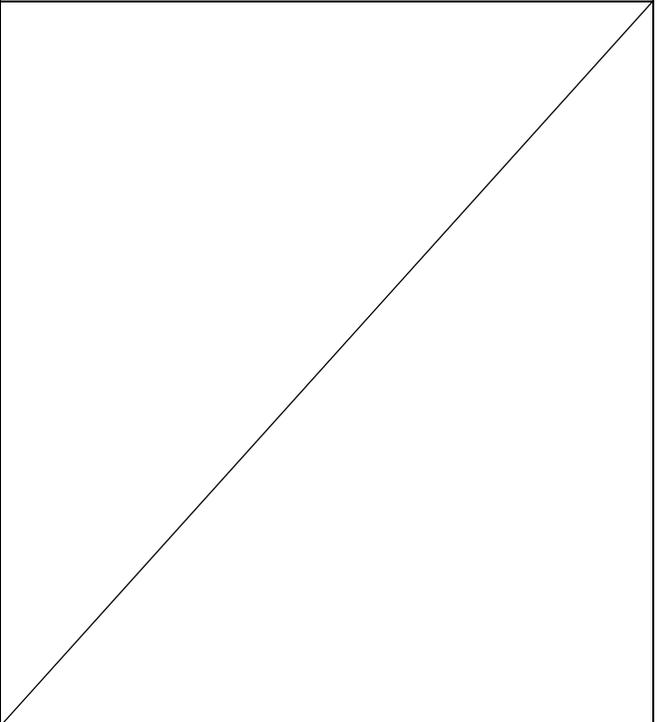


令和5年度 狭山市基地対策協議会要望活動における要望事項と回答要旨

要望事項	回答要旨	
	北関東防衛局	入間基地
<p>1. 航空機事故の不安を与えることがないよう、平素から操縦士や整備士をはじめとした全ての飛行場関係者に対して、安全教育の充実及び整備点検を強化し、安全飛行を徹底すること。</p> <p>特に航空機の部品落下事案が発生していることについて、重大な事故につながる恐れがあるため、原因の究明及び対策を図ること。</p>	<p>入間基地の航空機の運用については、周辺住民の皆様が安全確保に努めていると承知しているが、航空機の部品落下等に対して、住民の皆様が大きな不安を抱えていることについて、当局としても重く受け止めている。</p> <p>入間基地においては、飛行場関係者を対象とした航空安全教育を毎月実施し、安全意識を維持するよう徹底するとともに機体の定期的な整備、検査を通じて航空機事故の発生防止に努めていることを承知している。</p> <p>引き続き、入間基地に対して、安全管理の徹底を求める。</p>	<p>入間基地においては、操縦士、整備士等、飛行場関係者に安全教育を毎月実施し、高い安全意識を常に保持するよう徹底している。</p> <p>装備品等の維持管理を適切に実施するとともに運用にも十分な注意を払い、事故防止及び安全管理の徹底に努めている。</p> <p>部品落下を含めた航空機の事故防止のため引き続き安全飛行の徹底、飛行前後の入念かつ確実な点検の実施に努める。</p>
<p>2. 市街地上空での低空飛行は、極力行わないこと。</p> <p>また、市民から飛行ルートが変わり高度も低くなった、飛行回数が増えたといった意見が多く寄せられており、航空機が住宅防音工事対象区域を外れて飛行することがないよう、より一層の徹底を図ること。</p>	<p>航空機の騒音は周辺住民にとって深刻な問題と認識している。</p> <p>各航空機の運用においては、可能な限り高い高度での飛行に努めている。</p> <p>入間基地には、周辺住民への生活環境に配慮した運用に努めるよう伝える。</p>	<p>飛行高度、飛行ルートは航空法等の法令を遵守し、極力、騒音対策区域の上空を飛行するように努める。</p> <p>飛行経路、高度は変更していない。</p> <p>飛行回数は顕著に増加している事実はないが、引き続き、周辺住民の生活環境に配慮した運用に努める。</p>

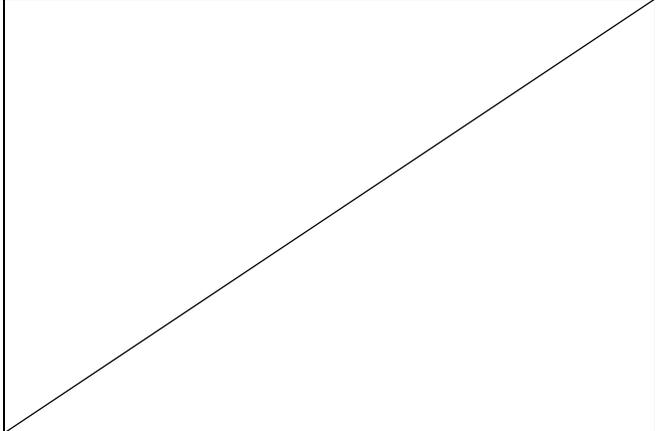
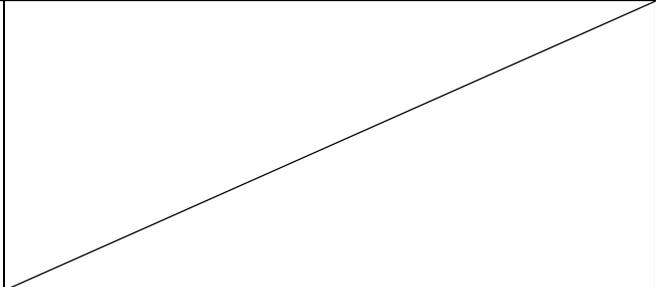
<p>3. CH-47ヘリコプターの低空飛行は、騒音に加えて振動も顕著であることから、市街地上空での飛行制限や離着陸の際は基地上空で十分な高度を確保するなど運用の見直しを図ること。</p>	<p>可能な限り高い高度での飛行に努めていると承知している。</p>	<p>ヘリコプターの飛行は住宅密集地及び学校等の上空をできるだけ避けるとともに、航空法等の法令を遵守した飛行に努める。</p>
<p>4. 飛行訓練等は、騒音対策区域上空を飛行することとし、安全飛行の徹底を図り、時間帯にも配慮し、特に早朝・夜間は最小限の飛行を願いたく、深夜等に飛行する場合は、周辺住民の不安を仰ぐことから必ず事前に情報提供を願いたい。</p> <p>なお、飛行訓練等に関する情報提供について、入間基地から周辺住民に対して登録制のメール配信等により直接周知していただきたい。</p> <p>また、連続離着陸訓練は、複数の機体による訓練を避け、短時間の訓練とするとともに、特定の曜日に集中して行わないよう配慮願いたい。</p>	<p>入間基地においては、必要な場合を除いて、土日、祝日、早朝、夜間のほか、小中学校の公式行事等の際には飛行を自粛していると承知しているが、運用上、やむを得ない場合は、狭山市役所へ事前の情報提供を行い、基地のホームページへ掲載している。</p> <p>連続離着陸訓練は、最も騒音の影響がある訓練であり、入間基地においては、部隊の錬度維持のため、必要最小限の訓練とし、また、特定の日に集中することがないように実施していると承知している。</p> <p>周辺地域の皆様に配慮した運用に努めるよう入間基地に伝える。</p>	<p>飛行訓練の実施にあたっては航空法等の法令を遵守し、飛行安全に対する各種施策を講じ、航空機事故の防止に努める。</p> <p>連続離着陸訓練は複数機の訓練とならないよう計画し、極力、特定の曜日、時間帯に集中しないよう配慮する。</p> <p>早朝・夜間・土日祝日は、業務に関する飛行は必要最小限にするよう努めるとともに、基地ホームページへの掲載、狭山市役所へ事前に情報提供を行う。</p> <p>飛行訓練等の情報提供は、航空自衛隊操縦者の錬度が推察され、国の安全が害される恐れがあるため、回答は差し控えさせていただく。</p>
<p>5. 航空機のエンジンテストは、最小限度とするとともに、極力、夜間に実施しないよう、実施時間についても配慮願いたい。特に消音装置が使用できない機種エンジンテストは、周辺への騒音被害が大きいため、住宅地から離れた影響の少ない場所で実施するなど、騒音の軽減に配慮するとともに、消音装</p>	<p>エンジンテストにおいては、極力基地外への騒音の影響が少ない場所を選定し、運用上、やむを得ない場合を除き、早朝や正午から午後1時、また、午後5時以降は実施しないと承知している。</p> <p>時間外のエンジンテストについては、引き続き、狭山市役所に情報提供する。</p>	<p>航空機のエンジンテストは、実施時間帯に配慮し、消音装置が使用できない機種エンジンテストの実施場所については、極力、基地外への騒音の影響が少ない場所を選定して行っている。今後も騒音を軽減するよう配慮しながら実施する。</p> <p>時間外のエンジンテストについては、引き</p>

<p>置や遮音壁の整備を願いたい。</p> <p>また、航空機のエンジンテストに関する情報提供について、入間基地から周辺住民に対して登録制のメール配信等により直接周知していただきたい。</p>	<p>周辺地域の皆様に配慮した運用に努めるよう入間基地に伝える。</p>	<p>続き市役所へ情報提供する。</p>
<p>6. 消火訓練については、黒煙の発生しない燃料への変更を検討していただきたい。</p>	<p>航空機事故による火災等に対処するため部隊の運用上必要な訓練である。</p> <p>入間基地においては、人体等に影響のない灯油を使用するなど安全管理を徹底している。</p> <p>引き続き周辺住民への影響に配慮した運用に努めるよう入間基地に伝える。</p>	<p>消火訓練は実際の航空機事故を想定して熱や煙に対処できる能力の維持向上のため実施している。使用している燃料は搭載しているものに近く、一般家庭でも使用している灯油を使用している。</p> <p>今後も周辺住民の理解を得つつ、本日の要望を本省へ伝えるとともに、各航空基地の動向及び上級部隊の意向を見据え、訓練内容の改善に努める。</p>
<p>7. 輸送機C-2は、今後も追加配備が予定されていることから、周辺住民からは機体が大きく不安を感じているとの指摘もあるので、機体の安全性について十分な情報提供を行うとともに、住宅密集地の上空における飛行については特段の配慮をすること。</p> <p>また、生活環境に影響が及ぶことがないよう安全飛行の徹底を図ること。</p>	<p>輸送機C-2については、追加配備に係る情報等、引き続き、速やかな情報提供に努める。</p> <p>また、航空機の運用にかかる安全管理の徹底及び周辺住民への配慮について入間基地に伝える。</p>	<p>輸送機C-2の追加配備については、関係自治体への適時・適切な情報提供を通じて、地域住民の不安を取り除くよう配慮するとともに、入念かつ確実な点検を継続し、飛行安全の確保に努める。</p>
<p>8. 基地に係る施設、設備、部隊編成、その他現況に変更が生じた場合、周辺住民への影響を考慮し、事前に情報提供を願いたい。</p> <p>なお、住民への影響が大きいと思われるも</p>	<p>基地の施設や部隊編成に変更がある場合は、狭山市を通じて、事前に情報提供をしている。今後も基地の安定的な使用に理解・協力が得られるよう速やかな情報提供に努め</p>	<p>基地に係る施設、設備、部隊編成及び主な装備品の更新の情報については、引き続き出来る限り事前に連絡・調整を密にし、これまでの信頼関係を維持するよう努める。</p>

<p>のについては、住民に対してもあらかじめ直接説明いただきたい。</p>	<p>る。</p>	<p>なお、周辺住民への直接の説明については、北関東防衛局や狭山市と連携し、対応を検討していく。</p>
<p>9. 入間基地内における自然災害への対応については、迅速かつ適切な対応を図り、関係機関と連携し、万全を図られたい。</p>	<p>入間基地においては、基地内の施設や装備品の維持管理を適切に実施するとともに、安全管理・事故防止の徹底に努めているものと承知している。</p> <p>自然災害が発生した場合には、関係機関と連携し迅速かつ適切に対応するよう入間基地に伝える。</p>	<p>基地内の各施設、装備品等の維持管理を適切に実施し、運用にあたって十分に注意を払っている。自然現象についても事故防止、安全対策に努める。</p> <p>また、災害が発生した場合には速やかに対応を図り、関係機関と連携して万全な対応を行っていくとともに、地方自治体に対し速やかな情報提供に努める。</p>
<p>10. 住宅防音事業については、待機世帯解消のため十分な財源の確保に努め、速やかに対応願いたい。また対象区域外及び新たに転入された住民からの騒音や防音工事に関する意見も多いため、対象区域・対象時期の制限なく、防音工事を実施できるよう対応願いたい。</p> <p>特に、機能復旧工事については、空調機器及び防音建具の設置後の経過年数に関係なく早急に実施するとともに、2回目以降の更新についても対応願いたい。</p> <p>また、空調機器の故障時の対応や防音建具の部分的な修繕など、緊急時の対応を充実し、全額補助とするよう対応願いたい。</p>	<p>住宅防音事業については、地元からの要望に沿えるよう待機世帯の解消に努めていきたい。</p> <p>住宅防音工事は環境基準に基づき、75W以上の区域において、屋内で60W以下となるよう、屋外の騒音状況に応じ、十分に検討した上で定めた法律に基づき、必要な防音工事を行う、という助成の措置をとっていることをご理解いただきたい。</p> <p>告示後に建築された住宅を防音工事の対象とすることについては、特に地元要望が強いと承知しておりますので、引き続き、検討していく。</p> <p>機能復旧工事の2回目以降については、まずは、住宅防音工事及び1回目の機能復旧工</p>	

	<p>事の促進に努めていることをご理解いただきたい。</p> <p>防音建具の部分的な修繕は、部品交換による安定的な防音機能の復旧とみなすことが難しいことから、将来的な検討課題と捉えている。</p> <p>生活保護世帯等については、全額補助としているが、その他の世帯については、事業の合理化、効率化の観点から、補助事業者に費用の一部を負担してもらっていることをご理解をいただきたい。</p>	
<p>1 1. 店舗・事務所等も騒音被害を受けることから、住宅防音工事の対象拡大や対象区域内の農業者について交付されている損失補償金と同様の損失補填制度の新設を検討していただきたい。</p>	<p>住宅防音工事は、航空機騒音を防止・軽減するための必要な工事に対する助成であり、まずは住宅や学校等の騒音対策を着実に進めていくことが重要と考えている。</p> <p>店舗・事務所を対象とすることについて、全国的にも要望があることから、今後の検討課題であると捉えている。</p> <p>また、損失補償制度の新設については、法律上、農業・林業・漁業において経営上の損失を受けた場合、補償の対象となると定められていることからご理解をいただきたい。</p>	
<p>1 2. 防衛施設周辺放送受信事業の見直しについて、世帯及び事業所のテレビ視聴環境の実態に即した適切な対応を行うこと。</p>	<p>飛行場周辺の住宅防音工事の進捗によりテレビ視聴環境は改善されており、また、会計検査院から本制度を見直すよう意見がされていることなどを踏まえ、より航空機騒音</p>	

	<p>の影響を受けている方々に限られた予算を重点的に配分することが重要と考え、平成30年度に事業を見直した。</p> <p>住宅防音工事が完了した世帯については、助成を終了することとしたが、住宅防音工事を実施していない世帯については、助成を継続している。</p> <p>制度の見直しに伴う対象世帯への説明については、国において行っていく。</p>	
<p>1 3. 航空機の運用等に関して、周辺住民は騒音に対する苦痛や事故に対する不安を抱えていることから、現状の基地周辺環境を確認、把握していただき、周辺住民に対しての環境整備にあたっては、市の財政負担を生じること無く、航空機騒音に対する周辺住民への見舞金制度などの補助項目の新設や既存事業の補助率の引き上げなど、新たな対応に向けて法律等の改正を願いたい。</p>	<p>騒音測定器を入間基地周辺の4箇所に設置し、航空機騒音の把握に努めている。</p> <p>入間基地においては、航空機の安全確保にあたり、平素から飛行要員、整備要員の教育及び訓練、整備、検査等の措置を通じて航空機事故発生の防止に努めていると承知している。</p> <p>引き続き、基地周辺の実態把握に努める。</p> <p>生活環境の改善に係る事業は、自治体等の意見、要望を踏まえ、住宅防音工事等の周辺対策事業の拡充に取り組んでいるが、航空機騒音に対する周辺住民への見舞金制度などは制度的に難しいのでご理解をいただきたい。意見については本省に伝える。</p>	
<p>1 4. 移転補償で国が買い入れた土地が市街地に点在しており、まちの空洞化を引き起こしていることから、国有地利用を促進するべく、</p>	<p>個人や事業者が移転措置事業において移転した後の跡地については、国有財産として国で管理している。</p>	

<p>建築物の規制緩和や無償での利用など、周辺住民や自治会の希望に沿った弾力的かつ柔軟な対応を願いたい。</p> <p>また、地域住民の生活環境を損なわないよう、計画的な草刈り、剪定並びに落葉処理等を行うなど適正に管理し、犯罪の温床や汚染・火災等の発生源とならないよう万全の措置を講じること。</p>	<p>現状、国有地の有効活用を図るため、自治体には無償で使用許可をしているが、個人、民間においては有償となっているが、利用にあたっては具体的な要望を伺いながら弾力的かつ柔軟な対応をしていきたい。</p> <p>また、周辺の環境を保全するため定期的に除草等の適切な対応をしていく。</p>	
<p>1 5. 狭山市が実施した令和4年度の航空機騒音測定において、航空自衛隊入間基地の南北4地点のうち、2地点で航空機騒音に係る環境基準を超過している。</p> <p>環境基準の早期達成を図るため、低騒音機への機種変更や飛行回数の制限など実行性のある対策を推進するとともに、測定結果のみならず、周辺住民の声を聴くべく、現地の周辺環境の確認を願いたい。</p>	<p>市が実施した騒音測定において、環境基準を超過したことは、重く受け止めている。</p> <p>航空機の運用は必要なものであることをご理解いただきたいが、これに伴う航空機騒音は周辺住民にとって深刻な問題であることは十分承知しており、騒音の負担軽減は重要な課題である。航空機の運用について、配慮するよう入間基地に伝える。</p> <p>現地の状況を把握するよう努めている。</p>	<p>輸送機C-2は輸送機C-1の後継機として順次配備を進めていく。</p> <p>輸送機C-1に比較して騒音レベルは低いものと認識している。</p> <p>飛行訓練の実施にあたっては、騒音を軽減するよう配慮しながら実施する。</p>
<p>1 6. 北関東防衛局が狭山市内で実施している航空機騒音測定は、いずれも環境基準の範囲内となっているが、市内で発生している航空機騒音の把握に努めるため、測定地点の増設もしくは定期的に測定地点の変更を検討していただきたい。</p>	<p>現在、入間基地周辺で4箇所の測定器を設置しているが、測定器の増設については、基地において運用上の大きな変更があった際などに増設の検討をしていく必要があると考えている。</p>	
<p>1 7. 自衛隊入間病院においては、2次救急患者の受け入れが開始され、地域医療に大きく貢</p>	<p>2次救急については、昨年7月に受け入れを開始した。</p>	<p>2次救急については、昨年7月に受け入れを開始した。</p>

<p>献されている。 今後は、受け入れ時間帯の拡大や診療科目の 拡充等の検討を願いたい。</p>	<p>受け入れ時間帯の拡大や診療科目の拡充 については、病院としてどのような対応がで きるか検討しているが、要望については、入 間基地に伝える。</p>	<p>受入れ実績が認められ、本年9月に県知事 から救急病院として認定を受けた。 受け入れ時間帯の拡大や診療科目の拡充 については、病院としてどのような対応がで きるか検討している。</p>
--	--	--